高齢者のインフルエンザは重症化することがあります
～流行する前の予防接種などが有効です～

【インフルエンザとは】

インフルエンザは「インフルエンザウイルス」に感染して発症します。38℃以上の発熱、頭痛や関節・筋肉痛など全身の症状が急に現れ、高齢者や慢性疾患がある人は、肺炎を伴うなど重症化することがあります。

【インフルエンザを予防する有効な方法】

①流行前に予防接種を受ける

予防接種を受けた高齢者は、死亡の危険が5分の1、入院の危険が約2分の1に減少することが期待できます。

②手洗いやアルコール製剤で手指を消毒する

付着したウイルスを手洗いで洗い落とすことや、アルコール製剤による手指の消毒もインフルエンザウイルスに対して有効です。

③「咳エチケット」を心がける

インフルエンザは、主に咳やくしゃみの際に口から発生する小さな水滴（飛沫）によって感染します（飛沫感染）。普段から「咳エチケット」を心がけてください。

④室内の適度な湿度を保つ

空気が乾燥すると、インフルエンザにかかりやすくなります。室内では加湿器などを使って適切な湿度（50～60％を目安）を保ちましょう。

⑤十分な休養とバランスの良い食事をとる

体の抵抗力を高めるために、十分な休養とバランスの良い食事を日ごろから心がけましょう。

⑥無用に人込みに入らない

インフルエンザが流行してきたら、不要不急の外出は避け、人込みに行く時はマスクを着用しましょう。

「咳エチケット」とは

- 他の人に向けて、咳やくしゃみをしない。
- 咳やくしゃみが出る時は、マスクを着用する。
- 手のひらで、咳やくしゃみを受け止めた時は手を洗う。

高齢者インフルエンザ予防接種のお知らせ

▼**対象者**　**接種日当日須恵町在住で**
①65歳以上の人
②60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓または呼吸器の機能や、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がい（身体障害者手帳1級程度）がある人

▼**実施期間**
平成28年1月31日（日）まで

▼**実施医療機関**　左表参照

▼**自己負担金**　1000円

▼**持参するもの**　住所・氏名・年齢が確認できるもの（健康保険証など）
②の対象者は「身体障害者手帳」
※生活保護受給者は自己負担金が免除されますので、「診療依頼書」をお持ちください。

▼**問合せ先**　健康福祉課
☎932・1493（ダイヤルイン）
☎932・1151（内線137）

予防接種実施医療機関（町内）

医療機関	電話番号
正信会　水戸病院	935-3755
泰平病院	932-5881
市來医院	935-0165
岡医院	932-0458
千鳥橋病院附属　須恵診療所	934-0011
須恵外科胃腸科医院	936-2355
貫外科胃腸科医院	933-5111
太田整形外科	932-8877
須恵中央眼科	931-1800
いずまるクリニック	933-8741

※福岡県内の医療機関でも接種できる場合があります。福岡県医師会のホームページ（https://www.fukuoka.med.or.jp/）などでご確認ください。
※接種可能な日時や予約方法など、詳細については、医療機関に事前にお問い合わせください。

国民健康保険証を使用しての柔道整復師（整骨院・接骨院）の受診について

柔道整復師（整骨院・接骨院）の施術を受ける際に、国民健康保険が使える場合と使えない場合があります。受診の際には、お気をつけください。

○保険証が使える場合

- スポーツでの受傷など、外傷性のねんざ・打撲の施術
- 応急処置で行なう骨折・脱臼の施術（応急処置後の施術には、必ず医師の同意書が必要です。）
- 医師の同意書がある骨折・脱臼の施術

×保険証が使えない場合
（全額を自己負担）

- 疲労回復やリラクゼーションのための施術
- 肩こりや筋肉疲労などに対する施術
- 加齢による痛みに対する施術
- 脳疾患後遺症などの慢性症に対する施術
- スポーツなどによる肉体疲労に対する施術

施術内容について確認させていただく場合があります。

国民健康保険の医療費は、加入している皆さんからの国民健康保険税で賄われています。不適切な請求などで医療費が高額になると、国民健康保険の財政は圧迫され、結果として国民健康保険税の負担も増えてしまいます。

須恵町国民健康保険に対して請求される柔道整復療養費の中には、国民健康保険の診療対象とならない、不適切な請求が含まれていることがあります。

そこで、請求の誤りがないかを確認するために、施術日や施術内容について文書などで照会させていただくことがあります。領収書など、施術を受けた記録は大切に保管し、回答に協力していただきますようお願いいたします。

なお、お問い合わせの文書が届いたら、**整骨院などに記入してもらうのではなく、必ずご自身で記入してください。**

▼**問合せ先**　住民課　国民健康保険係
☎932・1467（ダイヤルイン）
☎932・1151（内線117）

糟屋地区広報合同企画

この企画は、糟屋郡各市町の広報紙担当者が、郡内各戸配布に向けて、糟屋地区の地域誌に貢献することを目的として行なっています。

むかしむかしあるところに @篠栗町

篠栗町若杉地区に伝わる太祖神楽は、福岡藩主黒田長政が、宗教政策の一つとして各郡の神職に神楽座を組織させ、太祖神社に神楽を奉納したことに始まります。明治時代になり、神楽座は解体されましたが、神楽の名手といわれた太祖神社神職の佐々雪（ささゆき）が大正3年に太祖神楽を氏子たちに伝授しました。以後も、太祖神楽保存会や関係者の人々によって継承され、昭和51年4月には、福岡県指定無形民俗文化財に指定されました。

太祖神楽は毎年、春（4月）と秋（10月）に奉納されます。ぜひこの機会に篠楽にお越しいただき、伝統芸能・太祖神楽をお楽しみください。

▼**日時**
10月25日（日）　11時から

▼**場所**　太祖神社下宮　神楽殿（篠栗町大字若杉1047）

▼**参加**　観覧自由

▼**問合せ先**
篠栗町立歴史民俗資料室
☎947・1790